

奈良市児童相談所設置基本計画の意見募集について

【意見の概要及び市の考え方】

いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

(※同趣旨のご意見は取りまとめて整理しております。)

意見	受付 件数	市の考え方
1. 全体について	2	
・全体として趣旨に賛同する。施設整備し、十分な体制のもとワンストップで正確な判断が出来るようになるのであれば構わない。	2	・児童相談所だけでなく、子ども発達センターや地域子育て支援センター等を含め、相談・支援を充実させていきます。
2. 施設について	3	
(一時保護所)		
・一時保護所は年齢に幅があるので、生活スペースを考慮すること。 トイレ・風呂・脱衣所・洗濯室についての記載がないが、これらの設備は可能な限り男女別にすべき。外部からの侵入を防ぐ必要はあるが、外部環境との遮断のみを重視することは不適切である。施錠のあり方の検討が必要。	3	・一時保護所の施設は、子ども一人一人の個々の状態に対応できるよう居室は個室を原則とし、子どもたちが安心して生活できる環境整備を目指します。 トイレや風呂、脱衣所、洗濯室については、男女別・動線を考慮し施設設計していきます。また、ご指摘いただいた外部環境との遮断については、外部からの侵入防止と内部の閉鎖感縮小のために施設のあり方を検討していきます。
3. 相談受付体制、運営体制について	21	
3-1 児童相談所業務	8	
・24時間相談できる仕組み、アプリ等の導入。 電話相談は行わないのか。行うのであれば、電話相談員や電話相談室が必要。	2	・「189」等、24時間の電話相談の受け付けは行っていく予定です。電話相談員の配置や電話相談室の設置については今後検討していきます。また今後、相談受付体制の充実に向けた取組を検討していきます。
・児童相談所や警察の介入の前に、家庭に入るべき措置も同時に講じるべき。 学校の先生にも虐待家庭の情報を公開する権利を与える。学校に家庭相談部門を開き、児童相談所と連携する。そうすれば早期に原因が分かり、指導に入ることができる。危険な場合は児童相談所が入るのが福祉の順序ではないか。	2	・市で児童相談所を設置することにより、保健所や教育委員会を通してそれぞれの家庭や学校現場との連携により早期に支援をすることが可能になります。家庭に寄り添い支援をしていくために、関係機関との連携を強化しつつ、危険な場合には、法的な権限の下、専門職が的確な判断を行い対応していきます。
・知的な遅れがなくても、衝動性や攻撃性の強い小児の家庭への十分な対策や支援ができる体制整備と施設を作ってもらいたい。	1	・奈良市児童相談所・一時保護所は複合施設である(仮称)奈良市子どもセンターの中には就学前の子どもの発達に関する相談や療育を行っている子ども発達センターも併設予定です。このことによって発達に課題のある子どもやその家庭について、緊密に他機関と連携しながら支援していくことが可能になると考えています。
・児童相談所として教員・保育士・支援者に対する発達支援についての学習会を休日などに施策として実施してはどうか。	1	・関係者・支援者を対象とした専門性の向上・連携を目的とした研修については、奈良県をはじめとする関係機関と協力して実施していきたいと考えています。
・現在の子育て相談課や家庭児童相談室についての記載がない。児童相談所を設置した後、改編・廃止されるのか。何らかの記載が必要ではないか。	1	・子育て相談課内にある家庭児童相談室は、より専門的な対応を図れるよう平成30年度より「子ども家庭総合支援拠点」として機能しています。この「子ども家庭総合支援拠点」について、児童相談所設置の際には(仮称)奈良市子どもセンター内に移設し、一体的な運用により緊密に連携していきます。
・要保護と考えられる児童の家庭見守りをNPO法人と連携して取り組んでみてはどうか。	1	・子どもやその家庭への支援体制の充実について、NPO法人等への委託や連携も含めて、検討していきます。
3-2 児童相談所職員と人員	7	
・担当地域を一人限定にするのではなく、副担当制にし、担当地区を二人で持つ。副担当には経験豊富な職員を充て、担当者を孤立させない。 オーバーワークの管理と人員配置に配慮が必要。 ケースの件数と職員数については、持ち件数だけでなく実態から定員を正確に算出するべき。	3	・地区担当制を採用し、主担当・副担当を配置することを検討しております。担当者1人がケース対応を抱え込むことがないよう、チームで対応していける体制を目指していきたいと考えています。 ケースの件数と職員数については、まず国から示されている児童福祉司1人あたりのケース数を目安とし、それぞれの担当地区の実態と照らし合わせながら検討していきます。
・新人、中堅、ベテラン、管理職とバランスよく配置しなければ事故が起こる。中堅とベテランは、どれだけのケースを適切に処理したかで判断する。 キャリア5年は中堅に当たり、スーパーバイザーは10年ほどのキャリアが理想。	1	・児童相談所業務は経験により養われることから、奈良県等への派遣研修により、計画的に人材育成をするとともに、奈良県をはじめとした関係機関との人事交流を含めて人材の確保を進めていきます。
・即時対応が求められる場合、長年児童や両親に向き合い課題解決の支援をしてきた経験者、命にかかわる事案が発生した時に直ぐに身柄を拘束して危機回避できる警察OBや弁護士を嘱託職員として常駐することを提案する。	1	・緊急対応が求められる場合には、迅速・的確な判断・対応が必要であり、そのため警察OB等の配置についても今後検討していきます。
・子どもだけでなく、保護者等の状態・環境を総合的に判断して正確な判断を行えるように、親の精神状態等をしっかりと見れる様に精神分野の専門医師の常駐が必要。 虐待家庭の中には、子どもや親の発達障害やアダルトチルドレンの問題が大きく関わっていることから、小学校区ごとの地域の医者として精神科医の協力が必須である。 性的虐待は深刻であり、対応できる良い人材を育てるためにベテランの心理職なども配置する。	2	・児童相談所が関わる子どもや保護者等を診断し援助方針を決定するためには、それぞれの状態を的確に診断等できる精神科医との連携をとっていくことは非常に重要であると認識しています。また、精神科医以外にも、様々な専門分野の医師と連携を強化し、より多角的・総合的に判断できるようにその体制を検討していきたいと考えています。 性的虐待に対応する職員には、非常に高い専門性が求められると認識しており、必要な研修の受講や、奈良県からの人事交流等により、職員の配置・育成に取り組んでいきます。
3-3 一時保護業務	4	
・一時保護所内での虐待を防ぐためにも職員間でコミュニケーションをとり、職員の怒りや不満が子どもに向くことがないようにしてほしい。柔軟な取り組みのために、現場の声に耳を傾け、対話を大切にされた運営を心掛けてほしい。	1	・一時保護所は、様々な事情を抱えた子どもが入所します。子どもたちが安心して生活できるとともに、信頼できる大人と接することのできる場所を目指す必要があります。そのためには個々の職員の専門性に加えて、職員のコミュニケーションによって、適切な援助を行える体制にしていきたいです。
・入所児童の教育保障について、児童によっては学校への通学も検討してみてもどうか。	1	・子どもたちの学習権を保障するため、入所児童が教育を受けられる環境を整えるための体制整備に取り組んでいきます。
・一時保護所は小集団のユニット制で和やかにする。非行児童の処遇に配慮する。	1	・一時保護所は、明るく温かみのある空間を形成し、できるだけ家庭に近い養育環境を目指します。それと同時に、子ども一人一人の状況に応じて適切に対応できる環境を整えます。
・職員に栄養士や調理員が含まれておらず、食事について外部委託を検討していると推察されるが、極めて秘匿性の高い施設であることを鑑み、外部委託の是非はよく検討してほしい。	1	・外部委託については、ご意見のとおり、その施設の特徴に留意し、慎重に検討していく必要があると考えています。
3-4 一時保護所の組織と人員	2	
・可能な限り正職員とし、夜間は2人以上の体制とするべき。	1	・一時保護所は、精神的に不安定な児童や、夜間の一時保護対応を想定して、一時保護所の夜間体制を検討していきます。
・児童指導員だけでなく保育士についても検討してほしい。	1	・計画を修正します。ご意見のとおり、一時保護所に入所する幼児の対応のためにも、保育士の配置を検討します。

意見	受付 件数	市の考え方
4. 人材確保と育成について	11	
<ul style="list-style-type: none"> 中堅やベテランは割愛人事などで広く近畿や地方自治体に働きかけるべき。特に専門職採用を早くから採用していた自治体から採用を募る。心理職は民間で働いている人などにも機会を周知する。 社会的養護施設OBや大学・専門学校で教鞭をとっている人材を積極的に活用してはどうか。 新規採用においては「人間力」「福祉マインド」「会話力」のチェックが肝要。「想像力」も必要。人間味があり、ガッツがあり、タフな人材を採用してほしい。 児童福祉司希望者を広く確保するには、奈良市採用後仕事をしながら時間をかけて任用資格を取ってもらう方が良い人材が獲得できるのではないかと考えています。わざわざ教育学系や社会学系、教育心理学系を排除する必要はない。 資格はなくても経験値の高い人材を用いるのも1つの方法である。 	5	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所業務において、職員には人とのコミュニケーション力が必要であり、さらに必要な知識を学ぶだけでなく、実際に自ら経験し考えることが人材育成に有効であると考えています。そのため、積極的に研修等に職員を派遣するなど取り組んでいきます。
<ul style="list-style-type: none"> 児童指導員も人事の回転が必要であり、児童福祉司への任用を検討すること。 児童相談所職員として採用した職員でも、児童福祉行政や福祉事務所、保育所の監査などの部署へ異動することも可能ではないかと考えています。 	2	<ul style="list-style-type: none"> 今後の人材育成や人事異動のサイクル等については、関係課と調整・検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 福祉系大学等による社会福祉実習の積極的受け入れを求める。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所を開設し、業務が軌道に乗った後には、実習の受け入れについても検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司任用前講習会や児童福祉司任用後研修などの記載がない。何らかの記載が必要であるとする。 職員間の研鑽を活発に図り、職員の資質向上のために相談の種別担当を決めておく。担当者は、児童の命を守るために、常に研鑽に励む義務があり、職員間で活発に研鑽を図るべき。 通報による一時保護を行う場合でも、しっかりと話を聞き、事実誤認することなく状況判断できる職員を養成が必要。 	3	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司任用前講習会や児童福祉司任用後研修などの研修については、講師の手配やプログラムの作成等、奈良県と連携・協力して実施することが費用や準備でのメリットが多く、その運営方法等についても今後検討を行ってまいります。 また、職員の資質向上のために、日常から知識や経験をもとに自らを高めていくことは必要です。日頃から専門的な研修への参加や職場内で多角的・総合的に判断し、対応を考慮することができるコミュニケーション力とマネジメント力の養成についても検討していきたいと考えています。
5. その他	11	
5-1 関係機関連携	6	
<ul style="list-style-type: none"> 家庭養護を積極的に行う姿勢は評価する。しかし現実的には施設養護も欠かせず、児相の設置に伴い施設との連携は直ちに必要になる。このことを考えると施設養護の記載があまりにも少ない。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由で保護者とともに暮らせない子どもたちに将来の選択肢を提供するため、家庭養護だけでなく施設養護も必要だと考えています。児童相談所設置後は、必要となる関係機関と連携体制を構築するため、今後協議を行ってまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 現在地域で頑張っている支援者が良い関係で協力連携して進んでいけるということを重視してほしい。 外部からの人材直輸入や、地域の支援機関からの人材の引き抜きが突如として起こり、混乱をきたすことがないよう、地域として良い関係を作ってもらいたい。 	2	<ul style="list-style-type: none"> 現在、既に奈良市被虐待児童対策地域協議会において、関係機関とより良い関係の中で連携をとり、要保護児童や要支援児童、特定妊婦に対応しています。奈良市の児童相談所設置により、今あるネットワークをより強固なものにし、それに児童相談所のネットワークを加え、相乗効果をはかっていきたいと考えています。そのため、現在の地域の関係機関を中心とした、より強力な連携体制が構築できるよう、支援者の方にもご協力いただきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 奈良県が設置している配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者サポートセンターのようなワンストップで支援できる組織が必要ではないかと考えています。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 現在、奈良市が設置している「子ども家庭総合支援拠点」において、子育て支援に関する相談を一元的に受け付けており、必要に応じて関係機関と連携し支援を行っています。児童相談所を設置することにより、より専門的かつ迅速に対応できるようになるものと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 障害相談を行うために児童発達支援センターの必要があると、要保護児童や要支援児童の中には児童発達支援センターに通っている児童もいることから、児童発達支援センターとの連携についても何らかの記載を望む。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所がかかわる療育手帳の判定や、施設入所支援等の障害相談、(仮称)奈良市子どもセンターへ移設予定の奈良市子ども発達センター、さらには児童発達支援センターとの連携は、児童相談所の設置にむけて関係を構築していきます。奈良市が児童相談所を設置することで、連携がとりやすくなり、子育てに関する悩みにワンストップで対応できるようになるものと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 本来虐待は、一行政機関で完結することではなく、家庭裁判所の指示で児相と警察が連携してすべきことである。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所だけで児童虐待を含むあらゆる相談や対応を行うことは難しく、警察や医師を含む関係機関との連携や協力が欠かせません。奈良市が児童相談所を開設するにあたり、新たに協力関係を構築する必要がありますので、準備段階から協議や調整を進め、開設後スムーズに連携体制がとれるよう検討していきます。
5-2 スケジュール	2	
<ul style="list-style-type: none"> 基本的な計画に対する地元同意が得られていないはずなのに年度内に基本・実施設計が完了するのか。最低でも1年ずらしてソフト・ハード面でじっくり検討すべき。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 平成33年度中の開設を目指し、現時点での計画を記載しております。今後の地元調整や国からの通知等により、必要があれば見直していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 地元との調整は早ければ早いほど良い。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 現在、建設予定地のまちづくり協議会での設置・検討を行っており、今後も引き続き進めていきます。
5-3 その他	3	
<ul style="list-style-type: none"> 要対協の支援対象は被虐待児童に限定されないため、「奈良市被虐待児童対策地域協議会」の名称はこれを機に名称を変更することを提案する。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 奈良市よりも早く児童相談所を開設する明石市について触れていない。修正を求める。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 当計画はあくまでも本市の計画であり、明石市とは視察等により様々な情報提供をいただく等、協力・連携を行っています。
<ul style="list-style-type: none"> 今後も各段階でパブリックコメントを募っていただきたい。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 今後も規則等を制定する際にはパブリックコメントを募る予定です。